

商工会だより

～VOL.50～ 令和2年3月発行



隠岐の島町商工会
Okinoshima-cho Shokokai

隠岐の島町商工会 TEL:2-1157・FAX:2-5984
都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001



商工会会員数:587名
(令和元年12月末現在)

「働き方」が変わります！
2019年4月1日～働き方改革
関連法が順次施行されます。

商工会のホームページ <http://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索



新型コロナウイルスに関する対応について

このことについて、県内においても事業者への影響拡大が懸念されるところであります。商工会の対応としましては、各支援機関と連携し事業者からの経営相談には柔軟かつしっかりと対応する考えであります。

現在、国では支援メニューの概要が公表されていますが、県においても支援メニューが検討されております。情報が入り次第、巡回、商工会ホームページ、広報等で情報提供してまいります。

中小企業・小規模事業者向け、経営相談窓口の開設

今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として**経営相談窓口を設置**し、資金繰り等経営上の相談を受け付けます（相談窓口：隠岐の島町商工会 ☎ 2-1157）。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応

資金繰り

5,000億円規模で徹底的に支援

本内容は、経済産業省のホームページに掲載しております。「**経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連**」で検索！

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援します。

具体的には、

- ①ものづくり・商業・サービス補助金
- ②持続化補助金
- ③IT導入補助金

の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます。

詳細は、今後速やかに下記HPに掲載いたします。
(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)

<https://seisansei.smrj.go.jp>

資金繰り支援

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。（売上が前年同月比▲20%以上減少等の場合）

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。（売上が前年同月比▲5%以上減少等の場合）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

SN4号：3月2日（月）に全都道府県を指定しました。

SN5号：既に指定業種となっている旅行業に加え、3月3日（火）宿泊業、飲食業など40業種を対象と決定しました。指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認くださいませ。

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【金利】

基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

飲食店等における受動喫煙防止対策に関するお知らせ

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、飲食店等を含む多くの人が利用する全ての施設において、2020年4月1日より「**原則屋内禁煙**」となります。

下記の条件をすべて満たす小規模飲食店に関しては、経過措置として喫煙可能室を設置することが可能です。（店舗全体を喫煙可能とすることも可）経過措置を受ける場合は、保健所への届出が必要となります。

なお、喫煙可能室（店舗全体を喫煙可とした場合は店舗自体）へは**20歳未満の方の立ち入りはできません**。

小規模飲食店の条件（経過措置対象となる条件）

- ① 2020年4月1日時点で**営業をしている店舗**
- ② 資本金または出資の総額5,000万円以下
- ③ **客席面積が100㎡以下**



健康増進法改正・喫煙可能室に関するお問い合わせ先
隠岐保健所 地域健康推進課（TEL：08512-2-9713）